

○再受験科目の取扱いについて

〔平成7年11月15日〕
〔第12回教授会〕
改正 平成9年3月14日
平成13年4月18日
平成14年7月17日

茨城県立医療大学履修規定第10条第1項ただし書きにいう再受験科目の取扱いについては、次に定めるところによる。

- 1 全ての授業科目について、再受験科目の取扱いを行うことができるものとする。
- 2 再受験科目の取扱いを受けようとする学生は、履修申告の際に、所定の様式により再受験科目の登録の申請をしなければならない。ただし、進級判定時の学年次においては、その判定時期に申請できるものとする。
- 3 再受験科目の申請は年度2科目以内とする。
- 4 再受験科目の申請は、次の要件のすべてを満たす場合のみ行うことができる。
 - (1) 申請者が、当該授業科目について再受験をしたことがないこと。
 - (2) 当該授業科目は、原則として前年度に受講した科目であること。
- 5 科目責任者は、科目内容及び学生の出席日数などの履修状況を考慮して、再受験科目としての認定の可否及びその理由を学務委員会に報告する。
- 6 再受験は、当該年度の当該科目の履修者と同一日に同一問題で行うことを原則とする。ただし、授業時間内に試験を行なう科目については、学期末試験期間中に別途、試験を行なうものとする。
- 7 学期末試験の時間割においては、再受験者の受験に配慮した編成を行うものとする。